

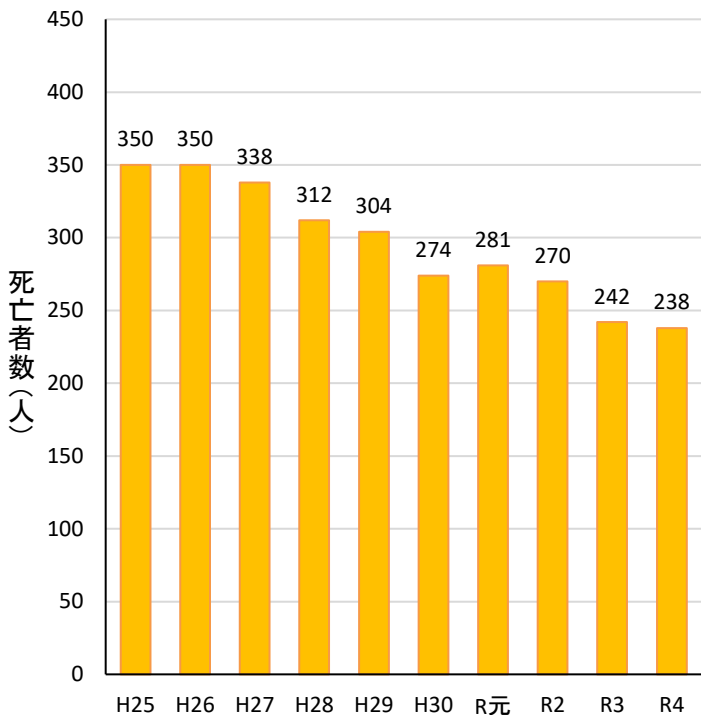
農作業安全対策の推進について

農林水産省

令和4年に発生した農作業死亡事故の調査結果①（概要）

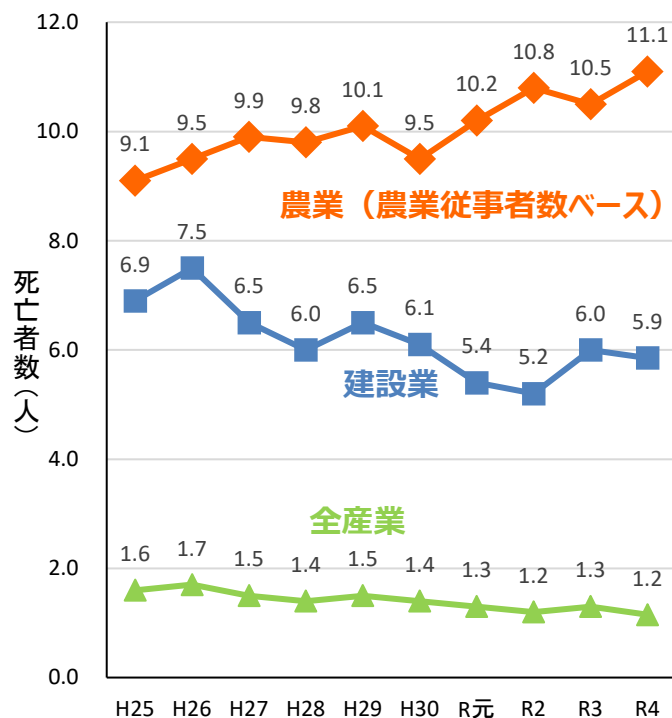
- 令和4年の農作業事故死亡者数は238人であり、前年（令和3年）と同水準。
- 就業者10万人当たりの死亡事故者数は11.1人と増加傾向であり、他産業に比べて高い状態が継続。
- 年齢別にみると、65歳以上の高齢者の割合が86%と極めて、高い水準で推移。

農作業事故死亡者数の推移



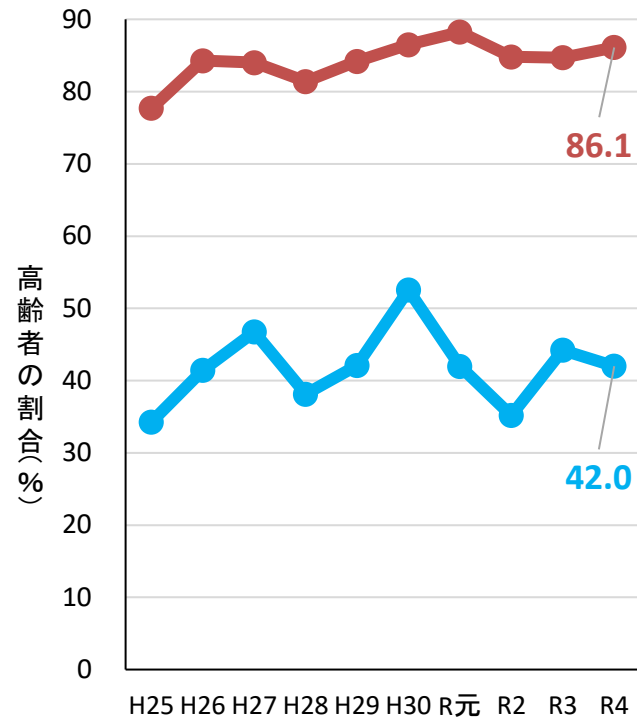
農作業死亡事故調査（農水省）

就業者10万人当たり死亡事故者数の推移



死亡者数 農 業：農作業死亡事故調査（農水省）
他産業：死亡災害報告（厚労省）
就業者 農 業：農林業センサス、農業構造動態調査（農水省）
他産業：労働力調査（総務省）

死亡者における高齢者の割合



● 65歳以上の割合
● 80歳以上の割合

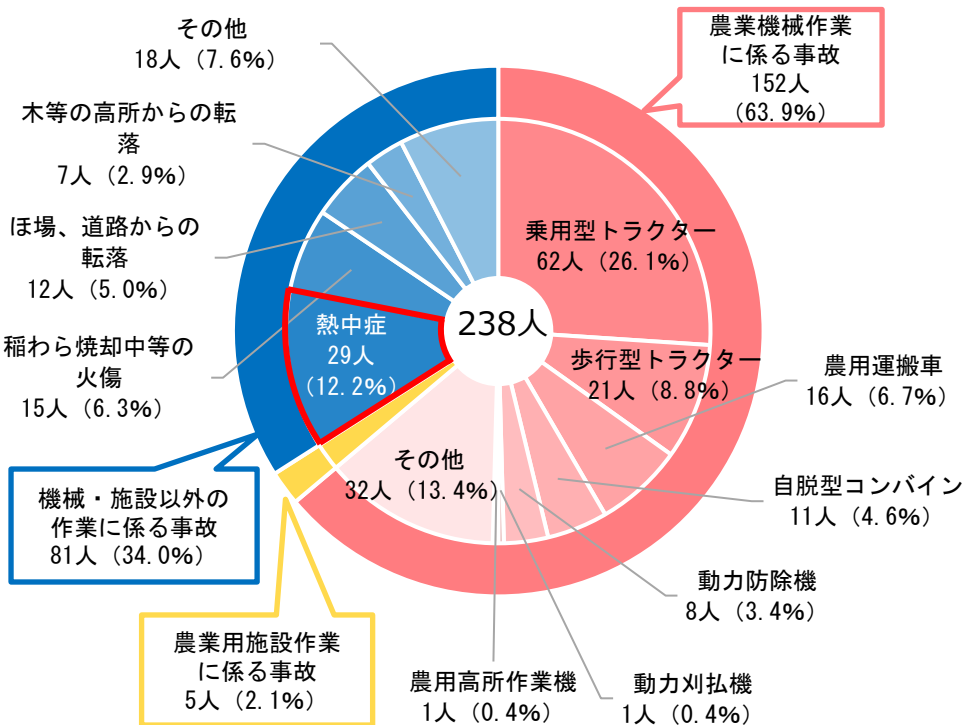
農作業死亡事故調査（農水省）

(注) 就業者10万人当たり死亡事故者数の算出において就業者として使用していた農業就業人口の調査が令和元年で終了したため、令和2年から農業従事者数を使用して算出。

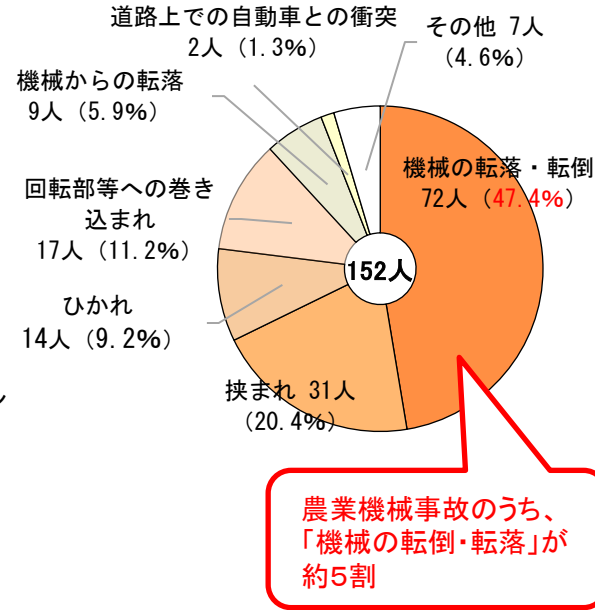
令和4年に発生した農作業死亡事故の調査結果②（要因別分析）

- 農作業死亡事故を要因別にみると、「農業機械作業に係る事故」が152人（全体の63.9%）と高い状態が継続。
- 農業機械作業に係る死亡事故の要因としては、「機械の転落・転倒」が72人（機械事故の47.4%）と約半数を占めている。
- 機械・施設以外の作業に係る事故では「熱中症」が29人（全体の12.2%）と最も多く、農作業死亡事故に占める割合も増加傾向にあることから、機械作業対策に加えて、熱中症対策の強化が必要。

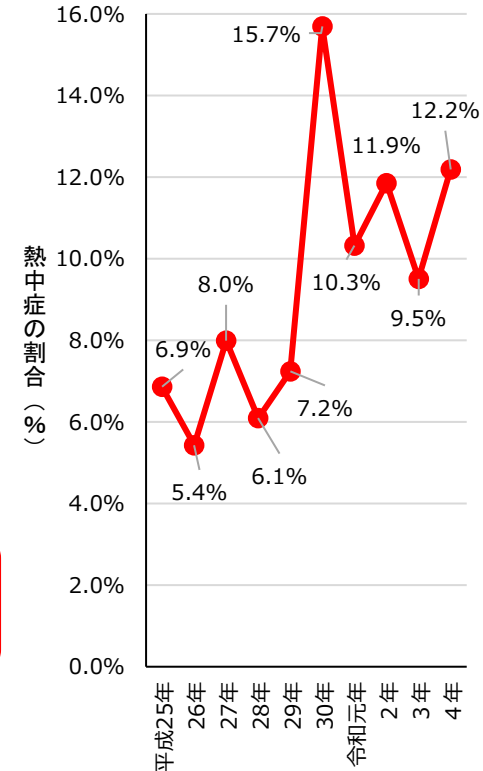
要因別の死亡事故発生状況（令和4年）



農業機械事故による死亡の要因（令和4年）



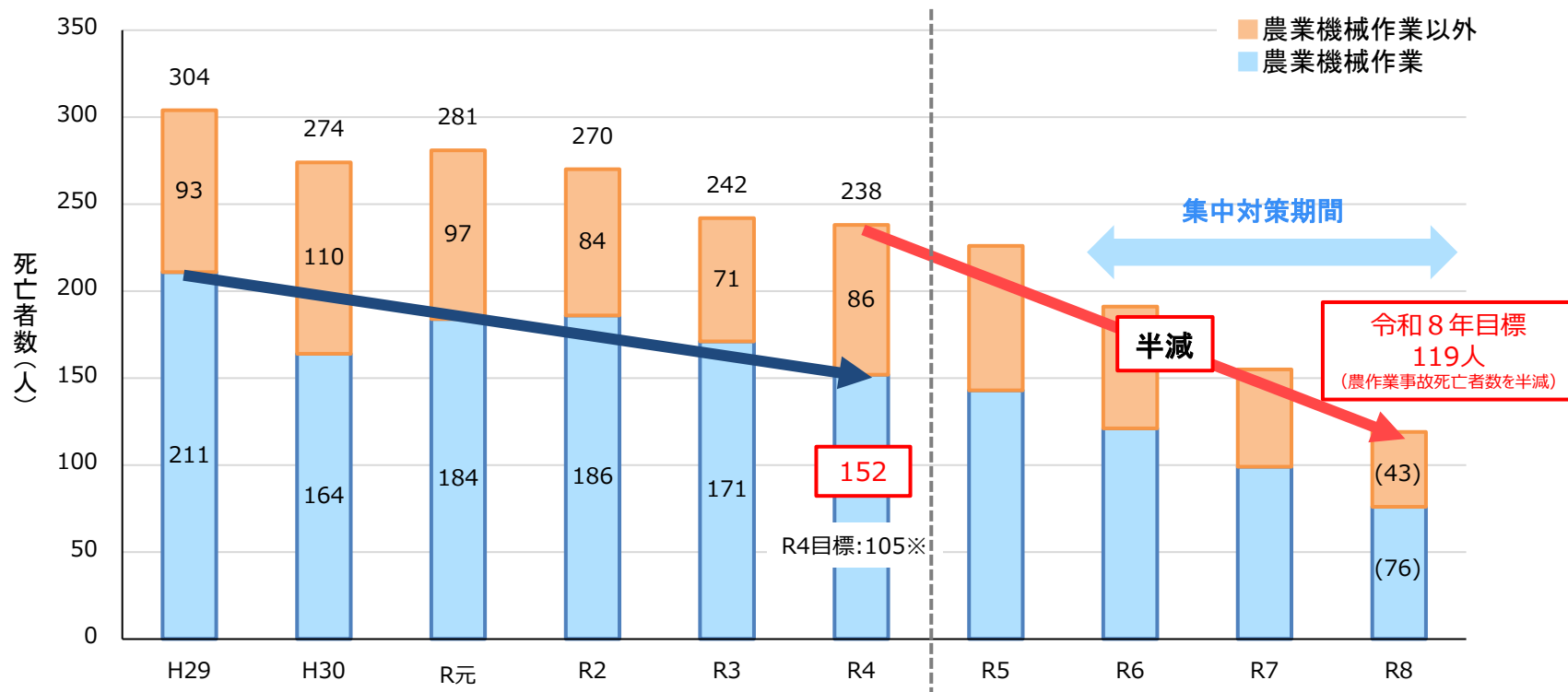
農作業死亡事故における熱中症の割合の推移（平成25年～令和4年）



農作業安全対策の新たな目標について

- 令和2年に、農作業安全確認運動の目標として、農業機械作業に係る死亡事故を令和4年までに平成29年比で半減する（211人→105人）との目標を策定し、シートベルトの装着促進など集中的な対策を行ってきたが、令和4年の農業機械作業に係る死亡者数は152人となり、**減少傾向にはあるものの目標とした水準には達しなかった。**
- 就業者10万人当たりの死亡事故者数が増加傾向にあり、死亡事故要因の6～7割が農業機械作業となっている状態が続いていることに加え、熱中症など機械事故以外の死亡者数も減少していない現状を踏まえ、**農作業事故死亡者数を今後3年間で直近の件数から半減（238人→119人）することを新たな目標として設定し、集中的に農作業安全対策の強化を図る。**

農作業安全対策における令和8年目標



※ 前目標を設定した令和2年2月時点における最新データが平成29年であったため、平成29年の実績データを基準値として半減目標を設定。

農作業安全に関する研修の効果分析

- これまでは「農繁期における注意喚起（声かけ）」に重点を置いて農作業安全を推進してきたが目標が達成されなかったことを受け、研修の実施状況と死亡者数の減少との関係を分析。
- 過去の都道府県別の農作業事故死亡者数と都道府県の農作業安全研修の実施状況について分析すると、より多くの農業者に対して研修を実施した都道府県の方が平均死亡者数の減少が大きくなっている。
- 農作業死亡事故者数を今後3年間で直近の件数から半減（238人→119人）するという目標達成には、農作業安全に関する研修の実施強化が重要であると考えられる。

研修による効果の分析

- 平成29年から令和4年の都道府県の平均農作業事故死亡者の減少人数は「**平均1.4人**」であった。
- 令和4年の研修対象人数が100～500人の都道府県では減少人数が「**平均1.1人**」である一方、2,000人を超える都道府県の減少人数は「**平均2.6人**」となっており、減少人数に差が見られた。

農作業安全に関する研修対象人数と死亡者の減少人数

	研修対象人数/人		都道府県平均 (47都道府県)
	2,000人以上 (5道県)	100～500人 (16県)	
農作業事故死亡者の減少人数	2.6人	1.1人	1.4人

※農作業事故死亡者の減少人数は平成29年と令和4年の値を比較して算出。

※研修対象人数は、令和4年実績を基に計算。

※研修対象人数100人以下の都道府県については、適正な集計がされていない可能性を考慮し、計算から排除して分析。

農作業安全に関する研修の実施が
死亡事故予防に有効と考えられる



農作業安全に係る座学研修



農業機械を用いた実践的な研修

令和6年度の農作業安全対策の推進方針

<重点推進テーマ> **学ぼう！正しい安全知識** ～機械作業の安全対策と熱中症の予防策～

<強化期間> **熱中症対策研修実施強化期間**：令和6年5月1日～7月31日（3ヶ月間）

農作業安全研修実施強化期間：令和6年12月1日～令和7年2月28日（3ヶ月間）

<推進目標> 全ての都道府県域において研修実施回数を令和5年度よりも増加

主な取組内容

重点推進テーマに基づいた推進活動

- 強化期間において、「農作業安全に関する指導者」が中心となって農業機械作業の安全対策と熱中症の予防策の研修・講習等を行うことを重点的に推進する。
- 研修・講習等については、単独で開催するだけでなく、既存の会議等に農作業安全の要素を付加することで、正しい知識の提供を行う取組も積極的に推進する。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	熱中症対策研修実施強化期間							農作業安全研修実施強化期間			

その他の取組

- ① 広報誌やSNSを活用した注意喚起の実施
- ② 都道府県・地域単位の推進体制の強化
- ③ 公道走行時の法令遵守
- ④ 労災保険特別加入の促進
- ⑤ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」やGAPの周知・実践
- ⑥ 農作業事故情報の収集と報告の徹底

熱中症対策研修実施強化期間

- 近年の温暖化の影響により、農作業死亡事故における熱中症による死亡者の割合は増加傾向にあり、令和4年の機械・施設以外の作業に係る事故では「熱中症」が29人（12.2%）と最も多く、熱中症対策の強化が急務。
- このため、初夏（5～7月）を熱中症対策研修実施強化期間として設定し、暑さが本格化する前から研修の実施や注意喚起による熱中症対策の徹底を図る。

熱中症対策の推進

- ・ 「熱中症対策研修実施強化期間」において以下を実施する。

1. 熱中症対策に係る研修

全ての農業者を対象とし、熱中症に係る単独研修に加え、各研修等に熱中症対策に係る研修を追加するなど、「+熱中症対策」による研修を実施。

具体的には、農林水産省が作成する研修コンテンツ等を活用し、冷却ドリンクやファン付きウェアなどの「熱中症対策アイテム」の活用方法や、チェックシートによる自己点検方法の周知の実施を推進。



農林水産省作成 熱中症対策に係る啓発資料

(左：熱中症対策アイテム一覧 中央：熱中症対策チェックシート 右：パンフレット)

2. 熱中症対策に係る注意喚起

地域で作成している広報誌や新聞、行政SNS、農林水産省が配布している熱中症対策ステッカー等を用いた注意喚起を実施。



熱中症対策ステッカー

農林水産省つくば館における研修

- ・ 農林水産研修所において熱中症対策等に関するオンライン研修を実施。
- ・ 令和5年度は研修を2回実施しており、令和6年度も6月頃に実施予定。

研修内容（令和5年実績）

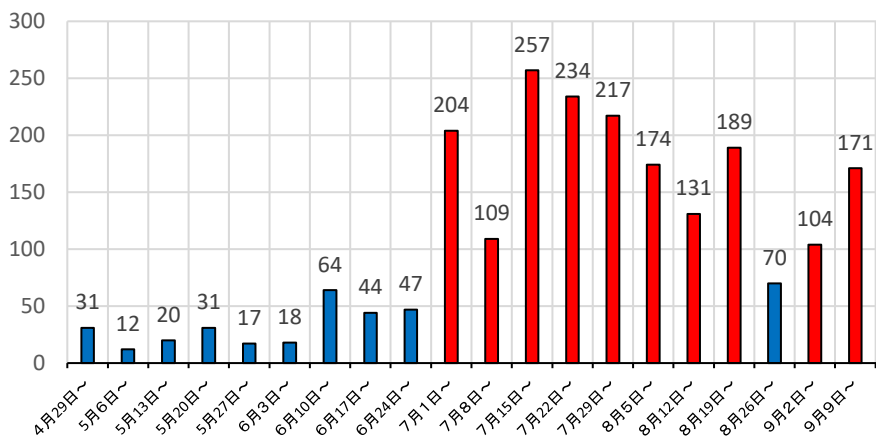
研修項目	内容
農作業における熱中症の発生状況と対策について	熱中症の発生状況と現状の取組（熱中症アラートと運動しているMAFFアプリの活用等）
効果的な水分補給について	健康で過ごすための睡眠・栄養・水分補給についてトピックスとして深部体温に着目し解説
今年の夏の天候見通し	気象庁の中・長期予報による今年の夏の天候について解説
熱中症の予防と救命のための身体冷却法	熱中症の4つの病型とその発症メカニズム、予防法、応急処置

熱中症対策について（令和6年度の状況）

- 令和6年度の夏は例年と比較しても非常に暑く、田畑等での作業中における熱中症による救急搬送人員数については昨年度の同様の期間と比較し増加傾向にある。また、8月18日時点において、熱中症警戒アラートの発表数は昨年度の同時期と比較して3割以上増加している状況。
- 全国における熱中症対策研修の実施回数（予定含む）は約1900回となっており、熱中症対策研修実施強化期間（5-7月）に限れば実施回数は令和5年の約4倍となっている。

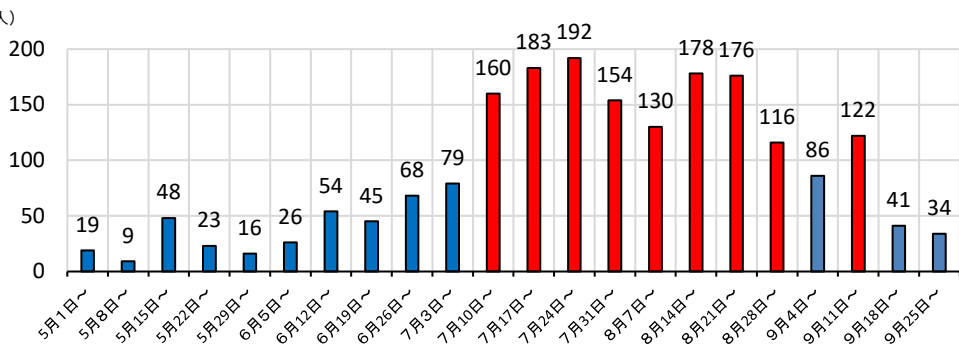
令和6年 全国の熱中症救急搬送人員数

（仕事場②：田畑、森林、海、川等 ※農・林・畜・水産作業を行っている場合のみ）



令和5年 全国の熱中症救急搬送人員数

（仕事場②：田畑、森林、海、川等 ※農・畜・水産作業を行っている場合のみ）



熱中症警戒アラート発表数

令和5年(4/26-10/25)	令和6年(4/24-9/2)
1232回 (うち4/26-8/20:935回)	1,494回

熱中症対策に係る研修実施状況（回数）

47都道府県における熱中症対策研修実施回数（予定含む）		熱中症対策研修実施強化期間
令和5年度	779	425 ※1
令和6年度	1896 ※2	1685 ※3

※1：令和5年度は「熱中症対策研修強化実施期間」が設定されていないため、同時期（5-7月）に実施された熱中症対策研修の回数

※2※3：速報値

農作業安全研修実施強化期間

- 農業者が研修を受講しやすい農閑期（12月～2月）を農作業安全研修実施強化期間として設定し、農作業安全に関する指導者を活用した研修を実施する（実施時期は都道府県や地域毎に変更可）。
- 「農作業安全研修実施強化期間」では、最大の事故要因である農業機械事故の安全知識の向上を主なテーマとして、農林水産省作成のコンテンツを使用した30分程度の「基礎研修」の実施を基本とし、必要に応じて農業機械の操作方法についての研修（実践研修）を農作業安全に関する指導者を活用して実施する。

基礎研修

全ての農家を対象とした、共通して身につけておく必要のある知識を習得するための研修であり、農林水産省が提示している研修コンテンツ等を活用した、現場の実状に即した農作業安全に係る知識の習得を図るもの。

参考：令和5年基礎研修用資料

令和5年度 農作業安全に関する基礎的な研修（基本資料） 農林水産省

I 農作業事故は、あなたの人生設計を大きく変えます

○ 被災者の想いを知ってください

サトウキビ畑で調査作業中に調査機に誘って右腕が引き込まれ、右腕の肘付近から先を失った

【被災者本人のコメント】
「指先がカッターに当たったと思ったら、次の瞬間にはほ場に右腕が転がり、切断面から大量の出血をしていた。出血を見ながら、このまま死ぬかもしれないと感じた」

【短期の影響】
3. 治療費の負担
（治療費は高額な場合あり）
4. 収入の減少
（作業の停止による収入の減少）

【中・長期的影響】
5. 身体的なダメージ
（手術による身体的なダメージ）
6. 精神的なダメージ
（事故による精神的なダメージ）

○ 農作業事故によって様々な問題が発生します

心身への影響

- ケガ、治療、後遺症による**身体的なダメージ**
- 自分の過失に対する**心理的・精神的なダメージ**

経営・生活への影響

- 治療費、新たな農業機械の購入費、代替労働者の雇用費等の支出増、収量減による収入減、それによる債務増加など**金銭的なダメージ**

家族・地域社会への影響

- 家族による身元保証に踏み切った場合は、**家族の人生設計が大きく変わるダメージ**
- 後継者がなく、農地の継ぎ手が見つからない場合は、**農地荒廃による地域社会へダメージ**

IV 転落・転倒事故から身を守るために

【事故防止】危険箇所の確認と対応

- ① 現場で転落・転倒の可能性
- ② 具体的な対応策を決定

ある危険箇所を確認

危険箇所を封鎖・修繕・補強

③ 危険箇所を機械で走行しない等
→ ルールを決める

④ 危険箇所を封鎖・修繕・補強

⑤ 専ら対応目印の設置
（危険箇所を“わかりやすく”）

【被害軽減】シートベルトの装着とヘルメットの着用

シートベルトの装着
（フレーム・キャンピングトラクターの使用）
シートベルトの基盤により、事故時の死亡率が1/8に

ヘルメットの着用
ヘルメットの着用は、頭部を保護するとともに、安全意識を高める効果もあります

親せきやご近所の農業者に、「あなた」から声をかけてあげましょう

(例1) 田んぼに行くときは、**南側の道は狭くて危ないから、北側の道を通ってね**
危険箇所を具体的に 対応を具体的に

(例2) 今日明日**シートベルトとヘルメット**を忘れてないね
習慣にしやすい被害軽減対策を

講義を振り返り、農作業安全に関するそれぞれの取組目標（約20分）を定めてみましょう。また、それを実現していただきますようお願いいたします。

実践研修

基礎研修の受講者相当の知識を有する農業者を対象とした研修。研修参加者が自発的に農作業安全目標を作成し取り組むように促す対話型研修に加え、農業機械の実技演習やほ場の危険個所のマーキングなど、より実践的な知識や技能の習得を図るもの。

実践研修のイメージ①

対話型研修

実際の事事故事例や改善事例を参考に、研修担当者との対話を行い、安全対策のアイデアを出しながら農作業安全対策目標を策定することで、研修参加者が自発的に農作業安全目標を作成し取り組むように促す研修。



対話型研修実施の様子

なお、本研修の手法習得のための研修はつくば館で実施中。

実践研修のイメージ②

農業機械の適切な操作方法に係る研修

実際の乗用型農業機械（乗用型トラクター、コンバイン、スピードプレーヤーなど）を利用した農業機械の転落・転倒を防止する観点から操作方法を実技形式で指導する研修。

- ・ ほ場への適切な進入方法・退出方法
- ・ ほ場際での作業方法
- ・ 農道の安全な走行方法など…



ほ場への進入時退出時の操作方法の講習イメージ

令和6年度における研修の実施と農作業安全に関する指導者の育成

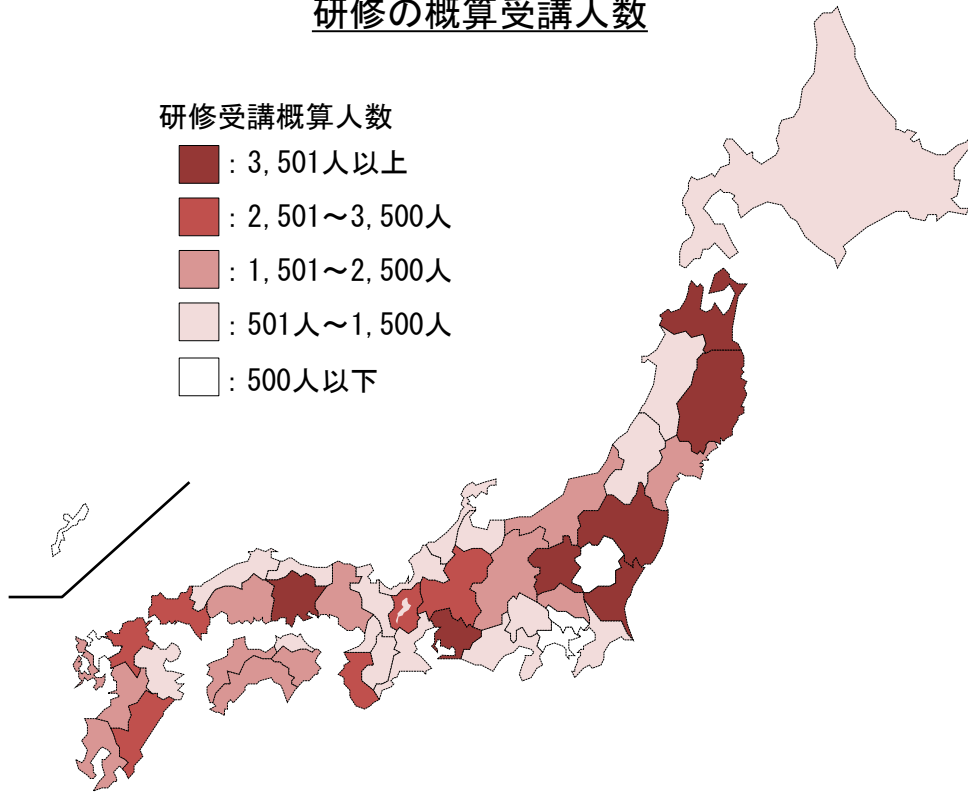
○令和6年は基礎研修と実践研修、熱中症対策研修の概算合計受講人数（予定含む）は9.4万人（令和5年は約5万人が受講）

○令和6年8月現在、全国における研修回数・受講人数は増えている一方、「農作業安全に関する指導者」の活用率は約53%（講師が未定のものを含む）と昨年度とほぼ同水準

研修の概算受講人数

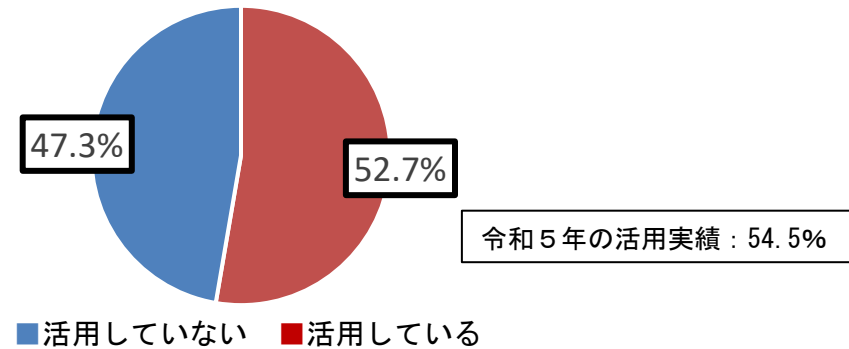
研修受講概算人数

- : 3,501人以上
- : 2,501~3,500人
- : 1,501~2,500人
- : 501人~1,500人
- : 500人以下



研修の概算合計受講人数 約9.4万人

講師として農作業安全指導者が活動した研修の割合※



※開催を予定している研修（農作業安全指導者以外、講師が未定のものを含む）のうち農作業安全に関する指導者の活動割合を表す。

農作業安全に関する指導者の人数

都道府県、市町村	2,449
農業者団体	1,559
農業機械メーカー、販売店	616
農業機械士	148
労働安全衛生コンサルタント	122
指導農業士・農業経営士等	82
その他(GAP指導員等)	311
合計(人)	5,287

注) 令和6年2月現在

農作業安全に関する指導者の育成と活動の推進

- 農作業安全研修について、正しい知識の提供・より質の高い研修内容のため、「農作業安全に関する指導者」の育成及び活動を推進。
- 農作業安全研修において農作業安全に関する指導者の活用を促すため、県内、地域内の研修等をリスト化した「研修会リスト」の作成と「農作業安全に関する指導者リスト」の整備を行い、関係機関での共有を進める。

指導者の育成

「農作業安全に関する指導者（以下、指導者とする）」とは、令和3年度に（一社）日本農業機械化協会等が実施した研修及び令和4年度以降農林水産研修所つくば館で実施している育成研修を受講した者である。

指導者は農作業安全に関する適切な知識を持ち農作業安全研修の講師になり得る者であり、指導者の育成及び活動の推進によって、研修内容の質の向上が期待される。

令和5年度は6回実施していた指導者育成研修については、令和6年度は7回の実施を予定。

また、指導者の更なるスキルアップのため「対話型研修実施手法習得コース」を6月と12月に実施予定。

「農作業安全に関する指導者育成研修」実施予定

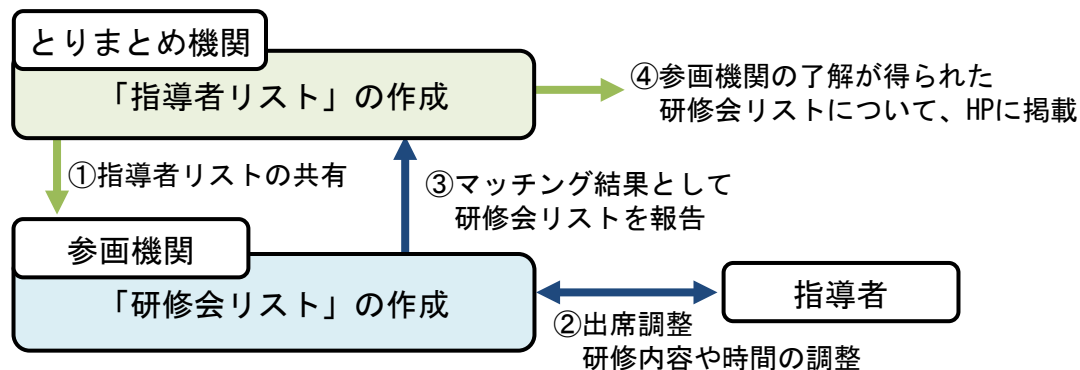
第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回
5月下旬	6月中旬	7月中旬	8月下旬	10月中旬	11月中旬	12月上旬

※具体的な日程については、後日、農林水産研修所つくば館より公表予定

指導者が行う基礎研修の拡大方策

- 指導者が行う基礎研修の拡大に向け、都道府県のとりまとめ機関による協議会内の「指導者リスト（名簿等）」の作成・共有を行い、参画機関による指導者とのマッチングを推進。
- また、協議会参画機関による農作業安全に関する内容を盛り込むことができる「研修会リスト（「+安全」の会議を含む。）」の作成・報告を基に「研修会リスト」のうち、広く参加者を募集できるなど主催者の了解が得られたものは、とりまとめ機関のホームページ等での周知を推進。

指導者リストと研修会リストの活用イメージ



- 農林水産省では、令和6～8年度の試行実施を経て、全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入することとし、これにより、農林水産省の補助金などの交付を受ける場合には、環境負荷低減の取組の実践が必須となる。
- 「農業経営体向け」のチェックシートでは、チェック項目として、「正しい知識に基づく作業安全に努める」ことを求めており、解説書では取組み例として、**「農作業安全に関する指導者」による研修の受講などを通じて正しい知識の習得に努める**こととした。

環境負荷低減のクロスコンプライアンスのイメージ

- 今後、農林水産省の全ての事業において、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化することにより、支援の実施により新たな環境負荷が生じないようにする。



各種支援に当たり、**環境負荷低減の最低限の取組を要件化 (=クロスコンプライアンス)**

環境にやさしく
生産性も高い農業へ!



最低限行うべき取組 (例)

- ☑ 肥料・農薬の使用状況の記録・保存 → 使用量を把握して次期作に向けた化学肥料・化学農薬の使用量の低減につなげる
- ☑ 作物の生育や土壌養分に応じた施肥 → 必要な量のみの施肥を行い、化学肥料の使用量の低減につなげる
- ☑ 農薬ラベルの確認・遵守、農薬の飛散防止 → 周辺環境への影響を最低限にする
- ☑ 電気・燃料の使用状況のこまめな確認、記録・保存 → 使用量を把握して不必要・非効率なエネルギー消費を防ぐ

環境負荷低減のクロスコンプライアンスのイメージ

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑯	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑰	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑱	<input type="checkbox"/>	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑲	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

チェックシートのひな形 (抜粋)

- ⑲ 正しい知識に基づく作業安全に努める
 - ・「農作業安全に関する指導者」による研修の受講などを通じて正しい知識の習得に努める。
 - ・正しい知識に基づく作業方法の改善や機械器具の操作に努める。

チェックシートの解説書 (抜粋)

都道府県・地域単位の推進体制の強化

<取組実績>

- 農業者を対象とした農作業安全に関する研修の開催など、県段階や地域段階において農作業安全対策を効果的に講じるためには、行政、生産者団体、農業資材販売店など関係機関が事故情報や普及啓発方を共有し、一体的に取り組んでいくことが重要。
- 地域段階の協議会は、「全域で設置済み」の都道府県が、前回調査では8道県であったのが、11道県に増加（山梨県、長崎県、沖縄県で新たに設置）。

<取組方針>

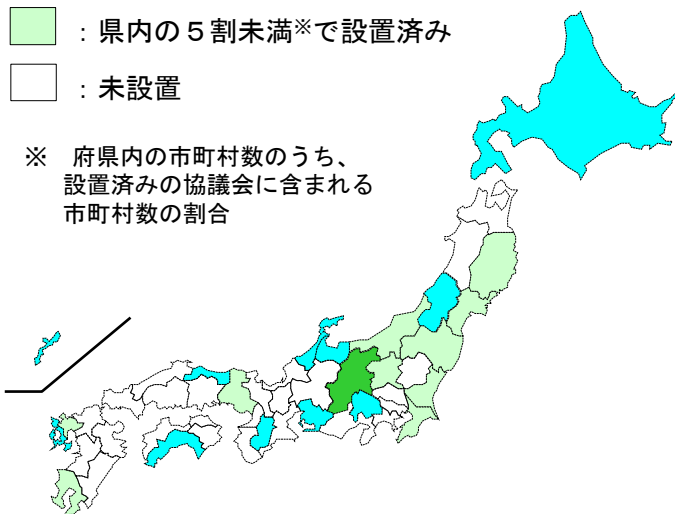
- 死亡事故が多く発生している県でも設置が遅れている地域があることから、引き続き、設置の促進を図る必要。

地域段階の設置状況
(令和5年11月時点)

全体の3割以上の市町村で設置

- : 道県内全域で設置済み
- : 県内の5割以上※で設置済み
- : 県内の5割未満※で設置済み
- : 未設置

※ 府県内の市町村数のうち、設置済みの協議会に含まれる市町村数の割合



【設置を検討している府県】

青森県、岩手県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県

【参考】

【地域段階の協議会の設置例】

- 設置の範囲
 - ・ 市町村単位
 - ・ 県の出先機関単位、旧郡などの地域的なまとまり
 - 設置母体
 - ・ 他の目的で設置された既存の協議会を活用
- 例) 担い手育成総合支援協議会、農業連絡会議、農業機械士会、農業再生(活性化)協議会等
- ・ 農作業安全単独の協議会を設置

都道府県別農作業事故死亡者数

都道府県名	4年		
北海道	13	大阪	-
青森	8	兵庫	7
岩手	14	奈良	-
宮城	10	和歌山	-
秋田	6	鳥取	-
山形	-	島根	-
福島	-	岡山	7
茨城	6	広島	8
栃木	6	山口	4
群馬	6	徳島	-
埼玉	7	香川	4
千葉	4	愛媛	5
東京	-	高知	-
神奈川	-	福岡	5
山梨	-	佐賀	-
長野	12	長崎	6
静岡	5	熊本	10
新潟	8	大分	8
富山	-	宮崎	6
石川	-	鹿児島	16
福井	-	沖縄	-
岐阜	7	全国計	238
愛知	5		
三重	-		
滋賀	-		
京都	-		

注: 1 令和4年より東京都も本調査の対象とした。
 2 事故者数が0~3人の都道府県は「-」で示している。
 3 本調査結果は、厚生労働省の人口動態調査・死亡個票等によるものであり、各都道府県が独自に実施している事故調査の結果とは異なる場合がある。

農業者への注意喚起（声かけ）の実施

<取組実績>

- 令和5年農作業安全確認運動において、各参加主体が乗用型トラクター等の転倒・転落対策を促すため、事故防止対策、被害軽減対策について注意喚起を実施。

<取組方針>

- 引き続き、農業者の安全意識を向上させるため、農業指導等の対面での注意喚起を実施。
- 上記に加え、チラシや広報誌、SNS、ラジオ放送、有線放送等の媒体を活用した非対面での注意喚起も実施。

（都道府県）

- ・普及活動における注意喚起
- ・会議、集会等における注意喚起
- ・メディアを活用した注意喚起

（農機メーカー）

- ・農業機械の展示会や販促イベント等の場を活用して注意喚起
- ・農業機械の整備・点検時等の注意喚起

（生産者団体）

- ・栽培講習会等、会議・集会での注意喚起
- ・広報誌等を活用した注意喚起
- ・農家訪問時やほ場巡回時等の注意喚起
- ・窓口、直売所等での注意喚起

（市町村）

- ・会議、集会等における注意喚起
- ・窓口に来た農業者に対して注意喚起
- ・防災無線、広報誌、メディアを活用した注意喚起

（農機販売店）

- ・販売会等の場を活用して注意喚起
- ・農機の販売、整備・点検や下取り時に、安全な農業機械の使用法の説明と併せて注意喚起



農業者

（その他関係団体）

- ・地域で開催される交通安全イベントや熱中症イベント等の関連イベントにおける注意喚起
- ・GAPの研修・指導時における注意喚起

啓発資材を用いた集中的な周知活動の推進

オリジナルステッカーの配布やポスター募集・配布を行うことで、農業者へ農作業安全について周知。

【令和5年実績】

- 転落・転倒事故への注意を喚起する農作業安全ステッカーの作成・配布（総数50万枚）
- 重点推進テーマに即したポスターを募集。（4～6月募集・8月表彰、全国へ配布）



農作業安全ステッカー



令和5年農林水産大臣賞

農作業事故情報の収集・分析

令和2年6月より都道府県、農機メーカー等からのケガを含めた農作業事故情報の収集・報告の取組を強化し、毎月報告するとともに、調査結果をMAFFアプリや農林水産省HP等で毎月公表。

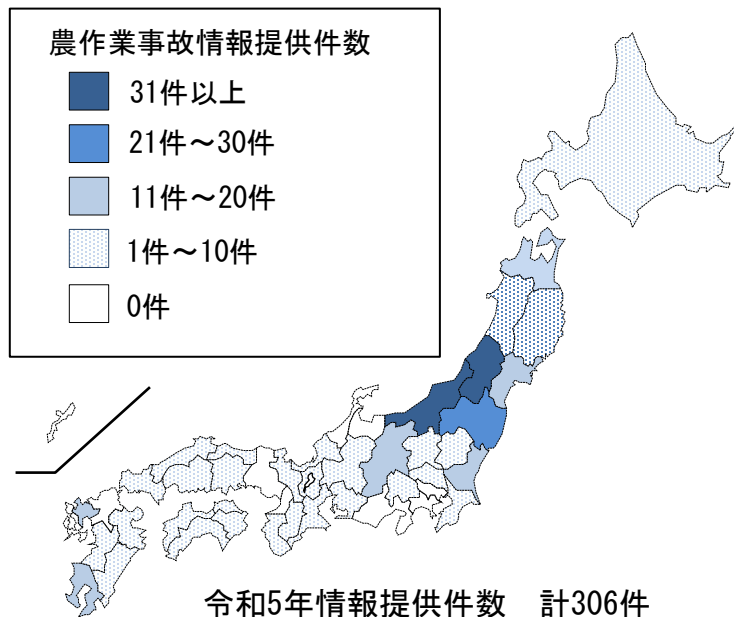
<取組実績>

- 令和5年における都道府県等からの農作業事故情報提供件数は306件。
- 報告結果の速報とその結果を踏まえた事故防止の対策、さらには当月に発生が予想される事故への注意喚起をMAFFアプリや農林水産省HP等で毎月公表。

<取組方針>

- 都道府県等からの農作業事故情報提供件数は、令和3年は366件、令和4年は321件、令和5年は306件と年々減少傾向。
- 情報収集・分析のため、令和6年はこれまで以上に事故情報の収集を進める**とともに、地域においても事故の実態を分析するなど、農作業安全対策の検討に活用いただきたい。

令和5年農作業事故の都道府県別提供状況



情報数が多い都道府県の報告体制

- ① 県の出先機関が現場の情報を収集することに加え、県中央会とも連携・情報共有を行うことで状況把握に努めるとともに、新聞等からもデータを収集・確認し、報告を作成している。
- ② 事故が起きた際に、市町村がJA等に確認するなどして報告を作成することに加え、一部市町村では医療機関からも報告をもらえる体制を作っている。

MAFFアプリや農林水産省HPでの毎月の公表例

令和5年12月に発生した農作業死傷事故
2月のワンポイント
農林水産省HP等による公表

タイトル：
野焼き、必要ですか？

**12月に発生した農作業死傷事故
2月のワンポイント**
～野焼き、必要ですか？～

<12月に発生した農作業死傷事故:7件>
うち農機関係作業者に係るもの:4件
○12月は7件の死傷事故が報告され、うち3件が死亡事故でした。

○また、**身体の一部を切断する重傷事故が急増**されています。いずれも機械運轉中に作物等の投入部や足元を踏み入れ、駆動部で巻き込まれたものでした。直撃など不具合が起きた場合、慌てずに、まずエンジンや電源を停止する基本を徹底しましょう。

<2月のワンポイント>
○直近5年間の農作業死亡事故調査では、毎年平均6名の方が野焼きで亡くなっています。野焼きは、法律で原則として禁止されており、危険性も高いことから、「**野焼きはしない**」という意識が大切です。

○野焼きを行われるを避けたい場合も、火をつける前に、「**野焼きチェック項目**」を全て満たしているかどうか、必ず確認してください。

野焼きチェック項目

- 事前に消防署に連絡する
- 延焼を防ぐ緩衝帯をつくる
- 天気予報を確認する。(風速は上げられない、積雨の可能性がない)
- 仕舞など燃えやすい服や紙袋を身につけない(比較的燃えにくい綿も薄手の服はNG)
- 緊急時の携帯電話/スマートフォンを持つ
- 独断人で作業する
- 着火バーナーに燃料漏れがないか確認する
- 燃料タンクなど引火の恐れがあるものを隔離する
- 消火用の水を準備する

作業前に水の汲み置きを準備

労災保険特別加入の促進等

<取組方針>

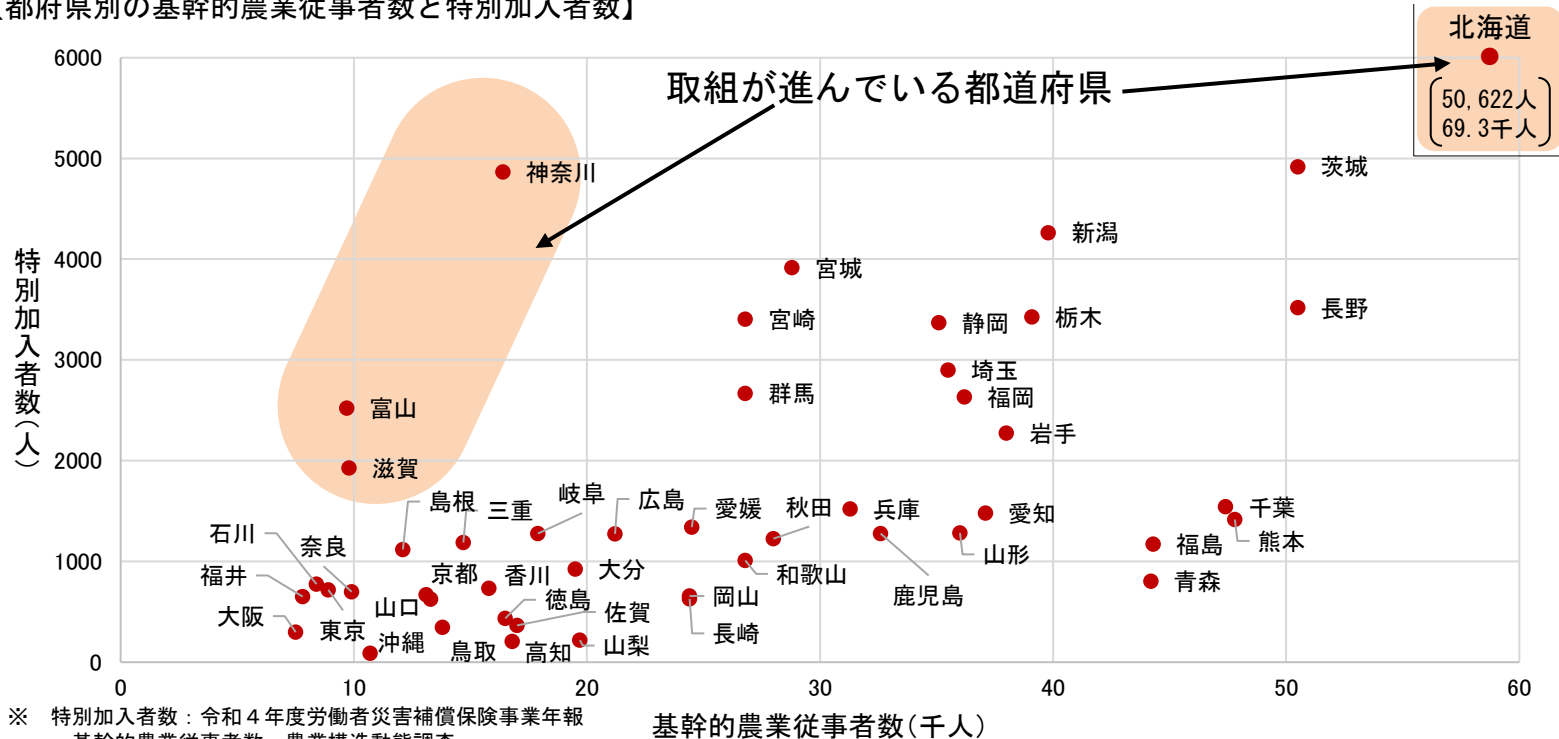
- 農業者が具体的な対策を講じられるよう、引き続き、**作業安全規範やGAPの周知・実践**を働きかけ。
- 農業者の労災保険特別加入者数は近年横ばいで推移しており、都道府県別の加入状況には地域差がある。
- 農作業安全に関する農業者の意識向上のため、ステッカーやポスターなどの啓発資材を用いた周知活動を推進。

【労災保険特別加入者数の推移（農業）】

（単位：人）

H29	H30	R元	R2	R3	R4
129,339	129,291	128,784	128,292	127,119	125,160

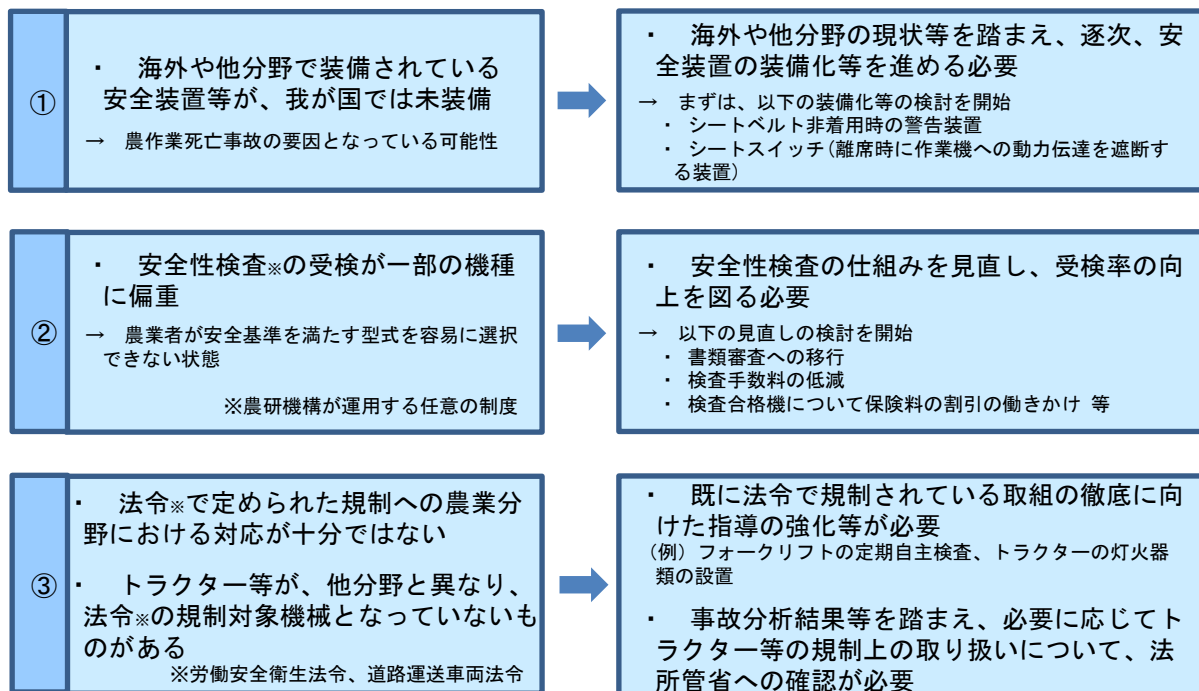
【都府県別の基幹的農業従事者数と特別加入者数】



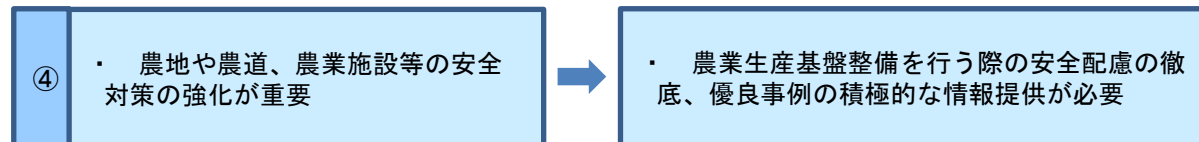
農業は毎年300件前後の死亡事故が発生。就業人口10万人当たりの死者数も増加傾向にあり、他産業との差は拡大している。労働安全が未だ十分に確保されていない状況に、農業関係者は強い危機感を抱くべきであり、農作業安全対策を幅広い観点から更に積極的に展開すべき。

農作業環境の安全対策の強化

【農業機械の安全対策の強化】

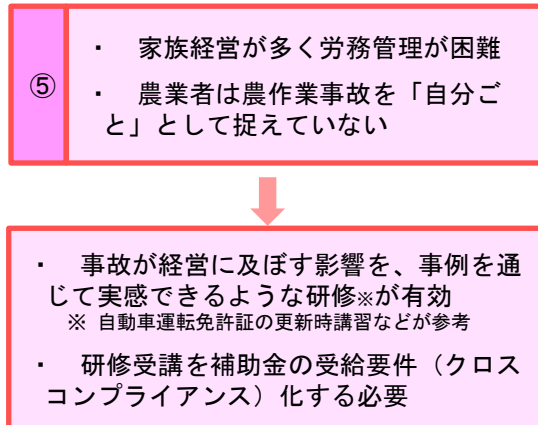


【農地、農道、農業施設等の安全対策の強化】

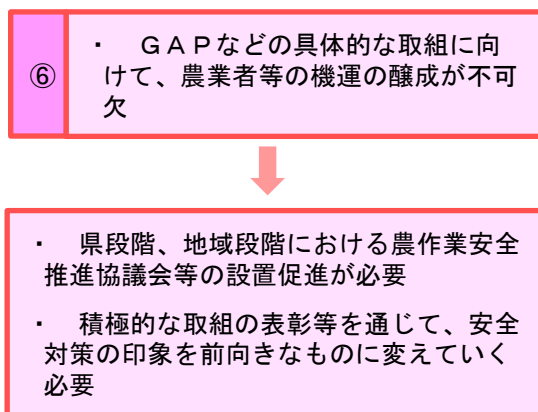


農業者の安全意識の向上

【研修体制の強化】



【現場の取組の活性化】



農作業安全検討会における検討経過

- 中間とりまとめの取組の進捗を確認いただくため、令和6年8月に第9回農作業安全検討会を開催。
- この中で、①令和7年度に開始する新たな農業機械の安全性検査制度の検討状況、②補助事業における安全性検査受検の要件化、③農作業安全に関する労働安全衛生法、道路運送車両法（シートベルト着用義務化）など関係法令をめぐる動きを報告し、更なる検討の加速化を図ることとされた。

新たな農業機械の安全性検査制度の検討状況

○ 適用時期等

- 新しい安全性検査制度における新基準は、乗用型トラクター、歩行型トラクター、自脱型コンバイン、乗用型田植機、乾燥機の5機種を対象として令和7年度より適用。また、旧基準の合格機への合格証の貼付は令和9年度を限度。
- 令和7年度以降、新基準が設定されない機種については、製造メーカー等の求めに応じて、（国研）農研機構が行う「一般性能試験」において旧基準等に基づく安全装備の状況を確認することも可能とする。

○ 安全性検査制度の見直し

- 書面と組み立て後の実機に差異が生じる等から、引き続き実機検査を基本とするが、実機検査省略の対象範囲の拡大、合格後の構造変更に係る手続きの簡略化やリモート確認手法の導入等を通じて、負担の軽減を図るとともに、これらの対応を通じて、検査手数料及び農業機械メーカーにおける関係コストの削減を図る。

○ スピードプレヤーの安全対策の検討

- 転落・転倒及び挟まれ対策の安全対策骨子の具体化を議論。

○ 安全性能アセスメント

- 令和4～5年度において、農用運搬車に係る安全性能評価を行うための試験・評価手法を策定し、市販されている代表的な型式の製品アセスメントを実施し、市販機種の安全水準を広く明らかにするため、結果を農林水産省HPに掲載。
- 令和6年度は、農用高所作業機に係る安全性能評価を行うための試験・評価手法の策定に取組む。

安全性検査受検率向上に向けた取組

○ 安全性検査受検の要件化

- 第7回農作業安全検討会（令和5年3月）において、令和7年度からの新基準は、他産業や海外の基準に照らして農業機械が具備すべき安全性能であることから、農林水産省の補助事業等の要件とすることが示された。
- 安全性検査対象機種について、令和7年4月以降に新たに発売された型式を補助事業等により導入する場合、安全性検査合格機から選択することを要件とする。

関係法令をめぐる動き

○ 道路運送車両法令

- 乗用型トラクターへの座席ベルトの装備及び道路運転中の装着を義務化することが有効であると考えられ、二点式の座席ベルトの装備義務化を進める方向性について、関係者から概ね理解を得た。
- 今後、座席ベルトに求める技術的な要件（規格）や公布から適用日までの周知期間等について検討。

○ 労働安全衛生法令

- 厚生労働省において、「農業機械の安全対策に関する検討会」が開催され、法令における規制の必要性や具体的な安全対策について議論。
- 令和6年10月までに6回開催されており、農業機械メーカー、農業法人経営者、農業従事者ヒアリング等を経て、今後規制内容の議論が本格化。

新しい安全性検査制度における安全装備基準適用時期等（まとめ）

- 新しい安全性検査制度における新基準は、**乗用型トラクター等5機種を対象として令和7年度より適用**。また、旧基準の合格機への合格証の貼付は令和9年度を限度とする。
- 令和7年度以降、新基準が設定されない機種については、製造メーカー等の求めに応じて、**（国研）農研機構が行う「一般性能試験」**において旧基準等に基づく安全装備の状況を確認することも可能とする。

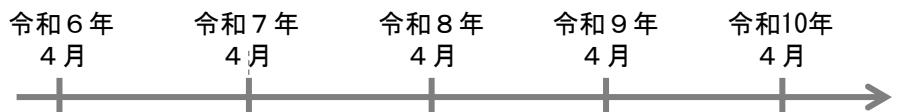
機 種	～令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
乗用型トラクター		新基準 (シートベルトリマインダ、インターロック機能等の追加)			
歩行型トラクター		新基準		(自動速度けん制装置等の追加)	
自脱型コンバイン		新基準		(インターロック機能等の追加)	
乗用型田植機		新基準		(インターロック機能等の追加)	
乾燥機（穀物循環型）	旧基準	新基準 (昇降用はしごの構造要件等の追加)			
スピードスプレヤー	合格証の貼付は令和9年度まで			新基準 (内容・時期等は検討中)	
上記以外の機種		一般性能試験 (旧基準等に基づき安全装備の状況を確認) 確認済みの機種は何らかの方法で公表を行う予定			

※1 令和7年度から新基準を適用する5機種は、令和9年度以降に適用される機能を含めて令和7年度に基準を示し、基準適用年度以前から前倒しで受検を行えるようにする。
 ※2 令和7年度以降に適用される新基準については、受験後に基準の変更があった場合、変更前の合格機への合格証の添付は基準変更年度から起算して3年度を限度とする。
 ※3 上記6機種以外の機種についても、「安全性能アセスメント」等の結果を踏まえて新基準を検討し、可能なものから、順次、新基準を設定するものとする。

購買行動対応の強化（補助事業等における要件化）

- 第7回農作業安全検討会（令和5年3月）において、2025年（令和7年）基準は、他産業や海外の基準に照らして農業機械が具備すべき安全性能であることから、農林水産省においても、これを補助事業等の要件とすることを検討。
- **安全性検査対象機種**（農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）、乾燥機（穀物用循環型））について、**令和7年4月以降に新たに発売された型式を補助事業等により導入する場合、安全性検査合格機から選択**することを想定。

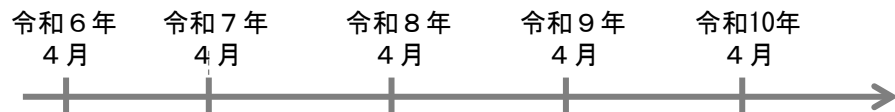
安全性検査合格要件のイメージ



国内製造の農機

補助導入
 令和7年4月以降に新たに発売された型式のトラクターを、令和7年8月に補助事業で導入する場合
 ⇒安全性検査の合格機であることを要件とする。


補助導入
 令和7年3月以前に新たに発売された型式のトラクターを、令和7年4月に補助事業で導入する場合
 ⇒安全性検査の合格機であることは求めない。



国外製造の農機

補助導入
 国外において令和7年4月に新たに発売された型式のトラクターを、令和7年8月に補助事業で導入する場合
 ⇒安全性検査の合格機であることを要件とする。

補助導入
 国外において令和7年3月以前に新たに発売された型式のトラクターを、令和7年4月に補助事業で導入する場合
 ⇒安全性検査の合格機であることは求めない。

 : 型式発売時を指す

製品アセスメントの実施状況

- 令和4～5年度において、**農用運搬車に係る安全性能評価を行うための試験・評価手法を開発し、市販されている代表的な型式として18型式分の製品アセスメントを実施し、結果については、市販機種^①の安全水準を関係者に広く明らかにするため農水省HPに掲載。**
- 今後、安全性検査の対象機種として追加していくことも含め、安全性確保策について農研機構、メーカー等と検討していく予定。
- **令和6年度は、農用高所作業機に係る安全性能評価を行うための試験・評価手法の策定**に取り組むこととしている。

【供試機が具備するその他の安全性能等についての確認結果事例（安全装備検査2018年基準）】

安全装備検査2018年基準安全装備確認項目（抜粋）	基準	解説	供試機①	供試機②	供試機③	供試機④	供試機⑤	供試機⑥	供試機⑦	供試機⑧	供試機⑨	供試機⑩	供試機⑪	供試機⑫	供試機⑬	供試機⑭	供試機⑮	供試機⑯	供試機⑰	供試機⑱	
1. 可動部の防護	(1) 次の可動部は、作業者に危険を及ぼすおそれのないよう防護されていること。②プーリー、フライホイール、歯車（摩擦伝動装置を含む）、ケーブル、スプロケット、ベルト、チェーン、クラッチ、カップリング。⑤その他挟圧又は切断等のおそれがある部分。	12) 走行部①通常の作業位置において作業者が車輪等に巻き込まれないように泥よけ、フットプレート等によって隔てられていること。②タイヤとフェンダーの間隙は50mm以上であること。	要改善	要改善		要改善	要改善		要改善		要改善	要改善			要改善	要改善	要改善			要改善	
3. 安全装置	(1) 動力による始動装置又は自動減圧装置付きのリコイルスタータを有する機関を動力源とするもの又は動力の断続に遠心クラッチを用いるものにあつては、原動機の起動時に作用部が作動しない構造であること。ただし、作業者に危険を及ぼすおそれがないと認められる場合は、この限りでない。		要改善	要改善		要改善			要改善	要改善	要改善	要改善	要改善	要改善	要改善	要改善	要改善	要改善		要改善	要改善
6. 運転操作装置	(1) かじ取り装置、変速レバー、ブレーキ、クラッチ、スイッチ等の運転・操作装置は、通常の作業位置で安全、かつ容易に操作できるように配置されていること。また、その装置の有する機能、操作方法等が明確に表示されていること。	2) ④乗用型機械のアクセルレバーは、運転者の前方かつ右側で手が容易に届く範囲にあること。				要改善															

【安全装備検査2018年基準】安全装備検査は農研機構が実施する農業機械安全性検査の一つ。17個の安全装備確認項目があり、基準と解説から成る

【安全装備確認項目】確認項目は他に「2. PTO軸、動力取入軸及びPTO伝動軸の防護」「4. 制動装置」「5. 運転席及び作業場所」「7. 機体転倒時の運転者保護装置」「8. 作業機取付装置及び連結装置」「9. 高温部の防護」「10. 突起部及び鋭利な端面等の防護」「11. 飛散物の防護」「12. バッテリーの防護」「13. 安定性」「14. 作業灯」「15. 安全標識」「16. 取扱性」「17. その他」がある

※1 ここには供試機18型式が明らかに基準に適合していないと考えられた確認項目・基準・解説を一部抜粋して表示している。※2 供試機名及びメーカー名は公表中。

労働安全衛生法令関係

- 「中間とりまとめ」では、現行の労働安全衛生法令において農業機械に個別の規定が設けられていないことから、事故の発生状況等を分析し、規制上の取り扱いについて確認すべきと整理された。
- 農業の労災事故による死亡者は概ね10人台で推移し、このうち自走可能な農業機械による死亡災害は毎年発生しているなど農業機械の事故実態を踏まえ、現在、厚生労働省において、農業関係者等を参集して農業機械の規制の必要性等を検討する「農業機械の安全対策に関する検討会」が行われているところ。
- 同検討会において、今後、労働安全衛生法令による規制の対象となる農業機械や規制の水準等について、検討が進められる予定。

農業機械の安全対策に関する検討会 開催要綱（抜粋）

1 趣旨

農業における労働災害は増加傾向にあり、令和4年の休業4日以上之死傷災害は1,461人となっている。また、死亡災害については、近年、10人程度～20人程度で推移しているものの、労働者10万人あたりの死者数は全産業計の2倍を上回っている。

死亡災害の内訳を見ると、労働安全衛生法令において規制されていない自走可能な農業機械（以下「車両系農業機械」という。）による災害も毎年発生している状況にある。

また、農業においては、農業経営体数は年々減少しているものの法人経営体数は着実に増加しており、農業労働者は増加傾向にある。

さらに、農林水産省が開催している「農作業安全検討会」（令和3年2月25日～）の「農作業安全対策の強化に向けて中間とりまとめ」（令和3年5月）では、車両系農業機械や農業機械作業の安全性の確保が指摘されている。

このようなことから、農業における労働災害の減少を図るため、標記検討会を開催し、車両系農業機械に係る安全対策等について検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 車両系農業機械の規制の必要性
- (2) 車両系農業機械の具体的な安全対策
- (3) その他

検討会におけるこれまでの検討経過

第1回（令和6年2月）

- ・ 農業における労働災害等の状況
- ・ 農業機械の流通状況
- ・ 今後の議論の進め方等について

第2～4回（令和6年3～6月）

- ・ 農業機械メーカー、農業法人経営者、農業従事者ヒアリング
（農業機械の使用実態、安全対策等）
- ・ 農研機構における安全性検査制度の概要

第5～6回（令和6年8～9月）

- ・ 関係機関の農作業安全に係る取組紹介
- ・ 今後の検討の進め方等

雇入れ時教育の省略規定の廃止

- 労働安全衛生法第59条第1項において「事業者は労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない」旨を規定（雇入れ時教育）。
- 雇入れ時教育の実施に当たり、農業については、これまで機械の取扱い方法等の一部項目を省略することができることとされていたが、今般、この省略規定が廃止され、令和6年4月1日より全業種で義務化（施行）されることとなった。
- 農業においては、未熟練労働者の労働災害の発生割合が「全産業平均」や「製造業」と比べて高い状況であったことから、今般の義務化と取組の徹底を通じて労働災害の発生件数の減少が期待される所。
- 農林水産省では、雇入れ側農家向けの「教育資材」と雇われ側農家向けの「リーフレット」を作成し、省HPに公表しているところ。

雇入れ時教育の拡充（全業種で省略規定廃止）

[雇入れ時教育の項目]

- 1 機械等、原材料等の危険性・有害性・取扱い方法
- 2 安全装置、有害物抑制装置、保護具の性能・取扱い方法
- 3 作業手順
- 4 作業開始時の点検
- 5 業務に関して発生するおそれのある疾病の原因・予防
- 6 整理、整頓及び清潔の保持
- 7 事故時等における応急措置・退避
- 8 その他当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

令和6年4月1日から省略規定が廃止され、全業種に義務化

【これまでも省略できなかった業種】

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

※ただし、十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。

- 「中間とりまとめ」では、現行の道路運送車両法令について、転落転倒による死亡事故が多く発生している乗用型トラクター（道路運送車両法施行規則に定める農耕トラクタのうち乗車装置を有するものをいう）の座席ベルトについて設置義務付けの対象とする必要性を確認すべきと整理された。
- 道路上の事故情報の収集・分析結果について累次の農作業安全検討会において示したとおり、**乗用型トラクターへの座席ベルトの装備と運転中の装着を義務化することが有効**と考えられたことから、農林水産省において、農業機械メーカー及び関係団体並びに関係法令を所管する国土交通省及び警察庁に相談を行い、それぞれの担当部局から「検討の方向性」について概ね理解を得たところ。
- 今後、**対象機種、適切な座席ベルト、適用時期等について関係機関と更に調整**を行い、次回以降の検討会で具体的に示すこととする。

道路上における農耕作業用特殊車の死亡事故の傾向

- ・ 受傷事故に対する死亡事故の割合が15%と**他の特殊車(5%)や自動車(0.3%)に比べて極めて高い**。
- ・ **死亡事故の59%は機体が路外逸脱又は転倒したときに発生**。また、路外逸脱及び転倒による死亡事故は、法定最高速度が時速15kmの**小型特殊車が95%を占めている**。
- ・ 路外逸脱又は転倒による死亡事故割合（59%）は、**他の特殊車(21%)や自動車(12%)に比べて極めて高い**。
- ・ 道路走行中の機体の転倒・転落を原因とする死亡事故のうち**66%が乗用型トラクター**によるもの。

検討の方向性

- ・ 乗用型トラクターについては、低速で走行する小型特殊車であっても、転倒・転落の際に運転者を機体の座席に保持する必要があり、運転中の座席ベルト装着を義務化する目的から、走行速度が低速の車両も含めて**座席ベルトの装備も義務化が必要**ではないか。
- ・ 乗用型トラクター本来の目的である作業時に運転者の動作を妨げるものがないよう、**二点式の座席ベルトが望ましい**のではないか。
- ・ 以上を踏まえ、乗用型トラクターの座席ベルトに求める技術的な要件は、関係者間の調整を経て次回以降の検討会で具体的に示すこととする。

道路走行中の機体の転倒・転落による死亡事故 平成23年～令和2年合計件数

農業機械別	転倒・転落
乗用型トラクター	248 (66%)
歩行型トラクター	20 (5%)
農用運搬車	48 (13%)
自脱型コンバイン	22 (6%)
動力防除機	5 (1%)
その他	34 (9%)
合計	377

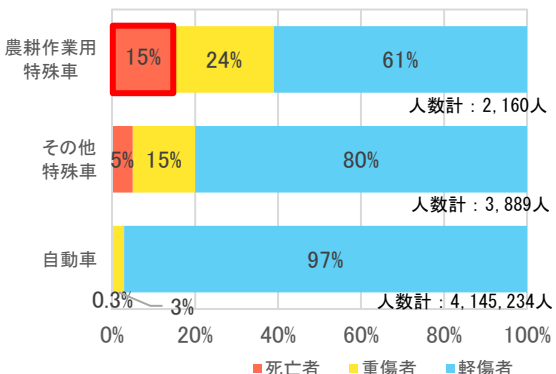
路外逸脱及び転倒による 死者数・割合の比較

死亡事故 類別	農耕作業用 特殊車	農耕作業以外 の特殊車	自動車 全体
路外逸脱及び 転倒死者数	192	37	2,808
割合	59%	21%	12%
交通事故 死者数	325	176	23,979

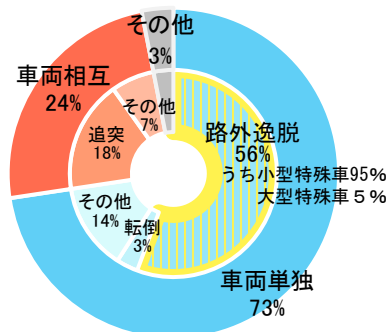
自動車は(公財)交通事故総合分析センターのデータ（平成23年～令和2年、1当2当合計）及び交通統計（平成23年～令和2年）

農作業死亡事故調査（厚生労働省の「人口動態調査」の調査票情報を利用し、農林水産省が独自集計した結果を基に作成）

道路上での交通事故による死傷者割合



農耕作業用特殊車における 死亡事故類型別割合



(公財)交通事故総合分析センターのデータより農林水産省分析（平成23年～令和2年、1当2当合計）

農業生産基盤整備を行う際の安全配慮の徹底について

- **農業生産基盤における安全性の確保として、「土地改良事業計画設計基準 設計※「農道」（以下「設計基準『農道』」という。）」について、農作業の安全性向上の視点を踏まえた改定を実施（食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会 技術小委員会での検討を経て、令和6年3月に改定）し、各地方農政局に対して改定された旨を通知するとともに、省HPにも掲載。**
- **「自動走行農機等に対応した農地整備の手引き」について、より一層の農作業安全対策の視点を盛り込んだ改定を実施（令和2年策定、令和5年3月改定）。**

※ 国営土地改良事業の実施に当たり、設計を行う際に遵守しなければならない基本的な事項等を定めたもの

設計基準「農道」の改定案 （農作業安全に関する主な部分）

- (1) 大型化した農業機械の通行が想定できる場合や交通安全上好ましくない場合は、路肩幅員を標準値※から縮小しないことを基本とする旨を追記

※ 周辺地域の特性等の理由により必ずしも標準値とすることが地域住民等の意向に合致しない区間において縮小できる特例値を設けている

表-8.5.2 路肩の幅員 (単位：m)

車道幅員	歩道等を設けない場合						歩道等を設ける場合					
	一般部		橋梁部		トンネル部		一般部		橋梁部		トンネル部	
	標準	特例	標準	特例	標準	特例	標準	特例	標準	特例	標準	特例
6.5m	1.0	0.5	0.75	0.5	0.5	—	0.5	0	0.5	0.25	0.5	0.25
6.0m	0.75	0.5	0.75	0.5	0.5	—	0.5	0	0.5	0.25	0.5	0.25
5.5m	0.75	0.5	0.75	0.5	0.5	—	0.5	0	0.5	0.25	0.5	0.25
5.0m以下	0.5	0.25	0.75	0.25	0.5	0.25	0.5	0	0.5	0.25	0.5	0.25

注1) 特例とは、地形の状況、周辺地域の特性、経済性等の理由により必ずしも標準値とすることが地域住民等の意向に合致しない区間において適用する場合で、この欄に掲げる値まで縮小することができる。

2) 歩道等とは、歩道、自転車道及び自転車歩行者道のことをいう。

3) 橋梁部とは、延長50m以上の橋梁又は高架の道路をいう。

4) 1)の条件下においても、大型農業機械の通行が想定される場合や交通安全上好ましくない場合は、特例値の0.25mを使用しないことを基本とする。

5) 歩道等を設ける場合の一般部の特例値0mについては、区画線の設置を考慮し0.25mを確保することが望ましい。

- (2) 登坂部を設けてほ場との段差をなくし、ほ場進入時の転倒・転落防止、作業効率向上に寄与する農道ターン方式について追記



農道ターン方式の機能を有する農道

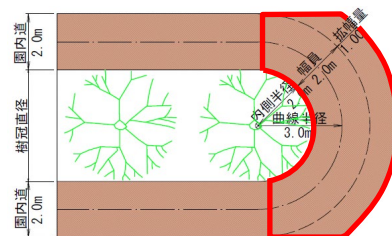
「自動走行農機等に対応した農地整備の手引き」 の改定内容（農作業安全に関する主な部分）

- (1) スマート農業、農機の大型化等に対応した農地整備を行う際に参考とする留意点をまとめた「自動走行農機等注)」に対応した農地整備の手引き」を令和5年3月に改定

注) 自動走行農機等は、自動走行農機、大型化した農業機械、ドローンなど営農作業において使用者が操作する農業機械等を表す。

- (2) 傾斜部における農業機械作業の安全性等を考慮した農道を配置

例) 園内道においてスピードプレイヤーの旋回時に発生する軌跡のふくろみを考慮した幅員を設けることで農業機械の転落・転倒を防止



安全な旋回のための曲線半径の拡幅



安全に旋回できるよう整備された旋回部

<対策のポイント>

より実効性のある農作業安全対策を推進するため、**熱中症対策の啓発資料の作成・普及**及び**農作業安全に係る研修資料の作成**を行います。

<事業目標>

農作業事故による死亡者数の減少

<事業の内容>

1. 熱中症対策の啓発資料の作成・普及

農作業における熱中症対策のため、熱中症対策アイテム・MAFFアプリの活用、声かけ運動等を啓発したパンフレット、事例集を作成し、研修会・セミナーの開催により効果的な啓発・普及を図ります。

2. 農業機械の追突事故防止対策の普及

乗用型トラクターの交通事故の発生抑制及び被害軽減のため、追突事故防止に活用される反射板等に係る実証等を通じて効果的な追突防止対策の普及を図ります。

3. 営農類型別の研修資料の作成

農作業安全に係る研修を効果的に行うため、営農類型別に農作業安全のための普及啓発資料を作成します。

4. 農作業安全に係る都道府県推進組織等への支援

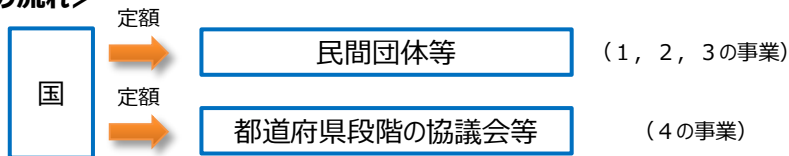
都道府県段階の推進協議会等による研修の実施を支援します。

(関連事業) 農業機械の安全性能アセスメント

20(21)百万円

農業機械の安全性能評価に係る試験・評価手法の確立に向けて、新機種における事故発生時の安全性能評価等を行うためのデータを収集し、農業機械の安全性適合範囲の評価基準を作成します。

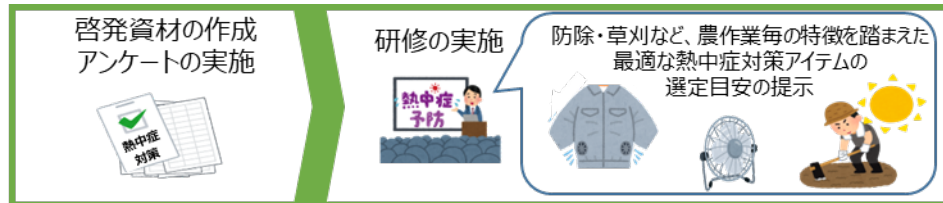
<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 熱中症対策の啓発資料の作成・普及

① 熱中症対策の啓発資料の作成・普及



② 農業機械の追突事故防止対策の普及



夜間における後方からの視認性に係る実証等を行い、事故防止効果を検証

③ 営農類型別の研修資料の作成



営農類型別に農作業安全対策をとりまとめ、啓発資料を作成

(関連事業) 農業機械の安全性能アセスメント

① 試験手法の確立

<事故発生時の安全性能評価>

<予防安全性能評価>



(参考) 持続的生産強化対策事業のうち
農作業安全総合対策推進

【令和7年度予算概算要求額 66 (25) 百万円】

<対策のポイント>

より実効性のある農作業安全対策を推進するため、**農作業安全に係る教育体制の構築**及び**地域における農作業安全に係る啓発資料の作成・普及**を行います。

<事業目標>

農作業事故による死亡者数の減少

<事業の内容>

1. 安全教育の実施体制の整備

農業機械作業中の労働災害を防止するため、高度な知識や技能を持つ指導者が**農業機械の安全な操作方法等を体系的に教育する体制を速やかに構築**します。

2. 地域における農作業安全活動の高度化

① 啓発手法の改良

地域における農作業安全推進活動による効果を高めるため、農業機械作業や熱中症対策に係る**農業者向けの新たな啓発資料を作成**するとともに、啓発活動を通じた**農業者の行動変容の状況を計測**することで、**より効果的な啓発手法の構築**を図ります。

② 地域活動の支援

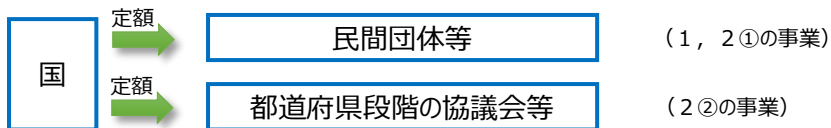
都道府県段階の推進協議会等における高度な**推進活動を支援**し、取組の横展開を図ります。

(関連事業) 農業機械の安全性能アセスメント

20 (20) 百万円

令和6年度に策定した農用高所作業機に係る試験手法及び評価手法を用いて、市販されている**農用高所作業機について安全性能に関する試験を実施**し、その結果を公表します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 安全教育の実施体制の整備



2. 地域における農作業安全活動の高度化



(関連事業) 農業機械の安全性能アセスメント

安全性能に関する試験の実施例

